

令和6年度 商店街賑わいづくり創出事業補助金 募集要項

商店街の賑わい創出のため、商店街の中長期的発展や自立化の支援を図る事業に対し、補助します。

1 補助対象者

商店街振興組合、小売業、サービス業を営む地域性のある中小企業者の団体 など

2 補助額・対象経費

事業内容	補助対象経費	補助率・補助額
通行量、売上増加等、持続的な効果のある事業	謝金、旅費、会議費、会場借料、交通費、調査分析費、広報費、借料・損料、備品費 ^(注1) 、消耗品費、外注費、委託費、雑役務費 ^(注2) 、原稿料、印刷製本費、翠パイポイント原資金、翠パイ取扱手数料	2分の1以内・上限30万円(複数の商店街等で取り組む場合にあつては、3分の2以内・上限100万円)
誘客及び販売促進に取り組むイベント事業	共同装飾費、広告宣伝費、警備会社に支払う警備費、翠パイポイント原資金、翠パイポイント取扱手数料、その他イベント等の実施に伴う経費で市長が必要と認める経費	※ただし、翠パイを活用した事業の場合は2分の1以内・40万円(複数の商店街等で取り組む場合にあつては、3分の2以内・120万円)

注1 備品費は原則、レンタル、リースにより対応すること。なお、備品とは、当該事業で使用されることが確認できるものであり、その性質及び形状を変えずに比較的長期の使用に耐えるものであること。ただし、事業計画1年以上継続して使用するものであり使用目的が限定されている場合は購入も対象とすることができる。

注2 雑役務費は当該事業を行うために必要な臨時のアルバイト代が対象である。

3 申込方法

交付申請書と添付書類を申込期間内に郵送又は窓口で提出してください。

(事業内容について電話連絡で確認する場合がありますので、申請書に昼間でも連絡の取れる電話番号を記入してください。)

4 申込期間

令和6年4月1日（月曜日）から令和6年4月30日（火曜日）まで

5 スケジュール

4月1日（月）～4月30日（火） 申込受付

5月1日（水）～5月15日（水） 外部審査員による審査

5月22日（水）頃 交付決定

6 その他

- ・ 申込期間終了後、外部審査員による審査ののち、交付額を決定します。
- ・ 交付額は、市の予算の範囲内で配分します。
- ・ 対象事業が、前年度実施した事業と同じ内容の場合は、審査により交付額が減額となる可能性があります。
- ・ 交付決定前に着手した事業は、補助対象にはなりません。

7 申込・問合せ先

〒941-8501 糸魚川市一の宮1丁目2番5号

糸魚川市 産業部 商工観光課 企業支援係

TEL 025-552-1511 FAX 025-552-7372

E-Mail kigyo@city.itoigawa.lg.jp